

# アリストテレスのエンテュメーマ論 ——『弁論術』における説得の論理の正当性——

野 津 悌

---

## 序

虚偽の推論と感情操作によって聴衆の見解を操作する技術。弁論術にはとかくこのような否定的評価がつきまとう。『弁論術』（以下Rhet.）におけるアリストテレス（以下A.）が感情操作や虚偽の推論の使用を禁じていることから（cf.Rhet.1354a24-26, 1355a29-31）Rhet.が弁論術をそのような否定的評価から救出する試みであることは疑いない。問題はA.の議論の首尾一貫性である。第一に、弁論の場における正当な推論として呈示されるエンテュメーマ（以下E.と略）はその実例の多くが論理的正当性を欠いた推論（つまり論理的妥当性ないし健全性を欠いた推論）であるに過ぎず、E.と虚偽の推論との相違は一見して明らかとは言い難い。第二に、Rhet.1巻で一旦否定されたはずの感情操作の方法論が奇妙なことにRhet.2巻においては大々的に取り上げられている。以上二つの問題はRhet.を首尾一貫した方法論として解釈する際の躓きの石となっている。本稿の狙いは、弁論の場における正当な推論としてのE.と虚偽の推論との区別を明確にすることで、これら躓きの石の一方を除去することにある。

## 1 エンテュメーマとは何か

### A エンテュメーマと推論

Rhet.におけるE.という語の初出箇所は、A.が従来の弁論術を批判する

文脈中 (Rhet.1354a11-18) にある。そこでA.は、もっぱら裁判官の感情に狙いをつけた説得方法を展開している従来の弁論技術書の執筆者達に対して、彼等が当面の問題に関わりのないことに労力を用いている点を批判し、技術の名に値する説得方法は立証<sup>1)</sup> (*πίστεις*) だけであってそれ以外の説得方法は付属物に過ぎないと語る。この時、立証の本体<sup>2)</sup> (*σῶμα τῆς πίστεως*) としてここで呈示されるのがE.という概念である。この箇所ではE.は立証の本体という比喻によって遠まわしに語られるだけであるが、A.は引き続き一層直接的な規定を与えている。彼は「我々が最も信をおくのは (*πιστεύομεν*) それを論証されたとみなす場合 (*ἀποδειχθαι υπολάβωμεν*) である」(Rhet.1355a5-6) という事実を根拠にして、E.を「ある種の論証 (*ἀπόδειξις τις*)」という言葉によって規定し、さらにその言葉を「ある種の推論 (*συλλογισμός τις*)」と言い換える (cf. Rhet.1355a3-7)。では、この「ある種の推論」とは如何なる意味だろうか。また「ある種の推論」であるE.と標準的推論との間には如何なる関係があるのだろうか。先ずは、事実上E.を定義しているRhet.における次の箇所に注目してみよう。

(A)いくつかのことがそうである場合に、それら以外の別の何かが、それらのことがそうであるという理由により、普遍的にであろうが大抵の場合にであろうが、帰結することは、弁証術の場合においては推論と呼ばれ、弁論術の場合にはE.と呼ばれる。(Rhet.1356b16-18)

ここでの定義がE.の定義であると同時に推論の定義でもあることに注意したい。次に『トピカ』(以下Top.)における推論の定義を引用してみよう。

1) ここでの *πίστεις* は「確信を引き起こすもの」という意味での用法であり、「説得手段」と訳しうる。A.は「説得手段」としての *πίστεις* を「語り手の人柄」「聞き手の感情」「言論そのものによる証明」という三種に分類するが (cf. Rhet. 1356a1-20) 筆者はここでの *πίστεις* をこれら三種の全てを含意するものと解せず、Kennedy (1991) p.30に従い「言論そのものによる証明」のみを意味するものと解する。ここでの *πίστεις* を言論そのものによる論拠づけを意味する「立証」という言葉で訳したのは以上の理由による。

2) Cope (1877) p.6はこの比喻の意味を“the substance as opposed to accidents”として説明し、Burnyeat (1996) p.93はそれを「物事の根本ないし土台」を表わす“nuts and bolts”という慣用表現で説明する。筆者もこれらの解釈に倣い「本体」の意味を「本質的要素」と解する。

(B)推論とは、いくつかのことが定立されると、それら前提されていることを通じて、必然的にそれら前提されていることとは別の何かが帰結することである。(Top.100a 25-27)

注意深く読むと二つの定義の間の差異に気付くはずである。(A)における「普遍的にであろうが大抵の場合にであろうが」が(B)においては「必然的に」となっている点である<sup>3)</sup>。この相違の原因を定義対象の相違の内に求めるのが自然であろう。(A)における定義はEを含む限りでの推論を対象にした定義である。そこでの定義対象は「弁証術の場合においては推論と呼ばれ、弁論術の場合にはEと呼ばれる」ような推論だからである。これに対して(B)における定義はEを含まない限りでの推論を対象にした定義であると言える。次いで二つの定義の相違点を比較してみると(A)における定義の方が(B)における定義よりも推論という概念を緩やかな仕方で規定している<sup>4)</sup>ことがわかる。というのは、推論を「普遍的にであろうが大抵の場合にであろうが、何かを帰結させる働き」として捉えた場合の方が、それを「必然的に帰結させる働き」に限定して捉えた場合よりも、一層多くの言論を推論として許容するからである。Eが「何かを必然的に帰結させる働き<sup>5)</sup>」であることは寧ろ稀であり、Eの多くは「何かを大抵の場合にという仕方で帰結させる働き」であるに過ぎない (cf. Rhet.1357a22-34) という点を考えると、(A)における推論の定義では、Eを推論と同一の定義によって捉えることを可能にするために、A.がいわば意図的に<sup>6)</sup> 推論の定義の厳

3) ここでの *καθόλου* (Rhet.1356b16) と *ἐξ ἀνάγκης* (Top.100a26) は同義であり、共に推論の必然性を意味するものと解する。Grimaldi (1980) p.50参照。

4) 「緩やかな仕方で推論」をA.自身が認めていたことは Rhet.1396a34-1396b1 *εἰάν τε ἀκριβέστερον εἰάν τε μαλακώτερον συλλογίζωνται* から明かである。尚「緩やかな仕方で推論」としてのE.解釈はBurnyeat (1996) pp.96-99 “relaxed arguments” の示唆に負っている。

5) 以下「必然的な仕方で結論を導く」「大抵の場合にという仕方で結論を導く」という言い回しを度々用いるが、この言い回しによって筆者が強調したい点は、ここで問題になっている「必然性」「蓋然性」が、推論によって帰結する命題の「必然性」「蓋然性」を意味しているのではなく、推論の「必然性」「蓋然性」を意味している点である。筆者はこの点に関してもBurnyeat (1996) p.101-105の示唆に負っている。尚Burnyeatはそのような「必然性」ないし「蓋然性」を *necessitas consequentiae*, *probabilitas consequentiae* と呼び、それらを *necessitas consequentis*, *probabilitas consequentis* と区別している。

格さを緩和させたのだ、と考えるのが自然であろう。(A)においてA.が敢えてE.と推論とを同一の定義によって規定しようとしている以上、「ある種の推論」を「推論の一タイプ」と解し、両者を類種関係のもとに捉えることは避けるべきである。

両者が定義上は同一でありながらもA.が両者の相違を否定しないのは、現実使用される場において両者は別のものとならざるを得ないからである。弁論家は弁論の場に特有の諸般の理由<sup>7)</sup>から、「何かを必然的に帰結させる推論」だけを用いる訳には行かない。彼はしばしば、弁論以外の場では許容し難いような、いわば推論らしきものを提出することで満足せねばならない。他方、両者の相違にも拘わらずA.が両者の定義上の同一を否定しないことのうちには、弁論家は自らの与えるE.をできる限り推論の厳密性から逸脱しないよう配慮すべきである、というA.の要請が反映しているように思われる。以上のことから、「ある種の推論」を「推論の一タイプ」ではなく寧ろ「推論らしきもの<sup>8)</sup>」と理解するのが適当である。両者の関係は類種関係というよりは寧ろ類似の関係に近い。

## B エンテュメーマの諸タイプ

E.には幾つかのタイプが存在する。E.は「必然的に結論づける推論」である場合もあれば、「大抵の場合にという仕方で結論づける推論」である場合もある。E.のタイプの相違はE.の前提のタイプの相違に起因する。A.は次のような言葉で、推論の性格とその前提の性格との密接な関係を明らかにしている。

6) Burnyeat (1996) pp.96-99は、A.がE.に推論と同一の定義を与えるために推論の定義を意図的に緩和させていることの傍証として、paradeigma (例証)の定義とepagoge (帰納)の定義との間に見い出さる同様の関係を指摘している。

7) 弁論術が用いられる場は、法廷、議会、弁論競技、という三つであり (cf. Rhet. 1358a36-b8), いずれも一般的知性の持ち主である聴衆 (cf. Rhet. 1357a3-4) を相手にする場である。このような場で弁論の対象となる事柄は「審議の対象になるような性質の事柄 (1357a2)」であり「特定の技術が存在しないような事柄 (1357a2)」である。

8) Burnyeat (1996) p.99は「ある種の推論 (συλλογισμός τις)」を“a concept of degenerate deduction that can be applied to contexts where conclusive proof is not to be had”という言葉によって適切に説明している。

大抵の場合にという仕方で生じることやあることもないことも可能な事柄に関しては、他の同じ性質の事柄を前提として推論されるのが当然であるし、あることもないことも必然であるような事柄に関しては、必然的な事柄を前提として推論されるのが当然である。(Rhet.1357a27-29)

要するに「大抵の場合にという仕方で生じること」ないし「あることもないことも可能な事柄」についての推論は「(1)それらと同様の性質の前提」から導かれ、「あることもないことも必然であるような事柄」についての推論は「(2)必然的にそうであるような前提」から導かれるということである。この場合(1)のような前提から始まる推論を「大抵の場合に結論づける推論」、(2)のような前提から始まる推論を「必然的に結論づける推論」とみなしうる。引き続き(Rhet.1357a30-33) A.は、E.における前提の諸タイプも(1)(2)のタイプに対応していると語る。(1)に対応するのは「ありそうなこと(εἰχός)」であり、(2)に対応するのは「しるし<sup>9)</sup>(σημείον)」である。以上のことから、E.はさしあたり「ありそうなこと」を前提として「大抵の場合にという仕方で結論づける推論」のタイプと、「しるし」を前提として「必然的に結論づける推論」のタイプという二種類に分けられることになる。ただしA.はこの箇所の直後で(Rhet.1357b3-4)「しるし(σημείον)」という概念を一層広い概念として捉え直した上でそれを「証拠(τεκμήριον)」と「(狭義の)しるし(σημείον)」とに分類する<sup>10)</sup>。従って最終的にE.の前提は「ありそうなこと」「証拠」「(狭義の)しるし」という三種類に分類されることになる。では、これら三タイプの前提の特徴を簡潔に説明しつつ、それらに対応する三タイプのE.の実例をあげてみよう。

A.によると「ありそうなこと」とは「大抵の場合にそうであること」であるが、「大抵の場合にそうであること」の全てが「ありそうなこと」なのではない。「ありそうなこと」は二つの条件を満たしている必要がある

9) ここ(Rhet.1357a32-33)での「しるし」は必然的なE.の前提となりうる「証拠(τεκμήριον)」の方を限定的に意味している。本稿注10を見よ。

10) 「しるし」は「証拠」と狭義の「しるし」に分類されるが、狭義の「しるし」の方は無名称であり(Rhet.1357b4-5)混乱のもととなる。以後必要な場合には「(広義の)しるし」「(狭義の)しるし」という表記を用いる。

る (cf. Rhet. 1357a34-1357b1). 一つは (i) それ「他の仕方でもありうること」に関しての大抵の場合に正しい見解であって、「他の仕方ではありえないこと」についてのそれではないこと。もう一つは (ii) それ「関係している事柄に対して普遍が個別に関係しているのと同じ仕方に関係していること」である。以上の規定を『分析論前書』(以下 Apr.) 70a6-7 における「ありそうなこと」の実例「嫉妬する人々が憎むこと」に即して検討してみよう。これは確かに (i) の条件を満たしている。嫉妬している人が相手を憎むかどうかは「他の仕方でもありうること」に他ならず、そこには必然的な法則は存在しない。またこれが (ii) の条件を満たしていることも明らかである。「嫉妬する人々が憎むこと」は普遍的性格を有する見解であり、以下のような推論の大前提となることで個別のケースに適用されるからである。

イ) 嫉妬する人々は憎む。彼は嫉妬している。ゆえに彼は憎む。

また、この推論を「ありそうなこと」から導かれる E. (以下 EE) の一例とみなすことができる<sup>11)</sup>。この場合「嫉妬する人々は憎む」という大前提が必然的な性格を持たない以上、結論「彼は憎む」が「必然的に」という仕方では帰結しないことに注意したい。前提「嫉妬する人々は憎む」は「彼は憎む」という結論を「大抵の場合に」という仕方では帰結しうるだけである。これは EE 全般に言える特徴でもある。

次に「しるし」の意味を明らかにしておこう。Apr. 70a7-8 において「(広義の) しるし」は「論証における、必然的ないし、定評ある (ἐνδοξος) 命題」という言い方で規定される。直前の箇所 (Apr. 70a3-4) で「ありそうなこと」もまた「定評ある (ἐνδοξος) 命題」と言われていることから「ありそうなこと」は「(広義の) しるし」の一部であるかのように思われ

11) 本稿においては、E. を三段論法の形式で表現する。中世以来の論理学の伝統に従って E. の本質を「省略三段論法」(三段論法を構成する諸命題のうちの一つが省略されたもの) として理解する立場からすると奇妙に思えるかも知れないが、そのような伝統的解釈に囚われることはしない。「省略三段論法」という伝統的解釈の由来については Burnyeat (1994) pp. 3-8 に、そのような解釈が適切ではないことについては同論文 pp. 21-24, Burnyeat (1996) pp. 99-101 に、それぞれ要を得た解説を見出さう。

るかもしれない。しかしA.は両者をはっきりと区別する (cf. Apr.70a3)。「ありそうなこと」が「他の仕方でもありうること」のうちに見い出さる傾向についての定評ある見解である (cf. Apr.70a4-6) のに対して、「(広義の) しるし」は、Xが存在することによってXと何らかの関係を有する事態Yが存在していることを知りうるような「必然的な」あるいは「定評ある」サインX, のことである (cf. Apr.70a8-9)。両者はまた、それらが関係する対象の性格においても区別される。「ありそうなこと」が「他の仕方でもありうること」に関しての見解であるのに対して「(広義の) しるし」はそのような限定を受けない。「しるし」は「他の仕方ではありえないこと」に関しても「他の仕方でもありうること」に関しても見い出さるからである。

ところで「しるし」はある場合には必然性を有するが、ある場合には必然性にまでは到達せず「定評ある」と言われるにとどまる (cf. Rhet. 1357b3-4)。「しるし」のうち必然性を有するものは「証拠(τεκμήριον)」と呼ばれ、「定評ある」と言われるにとどまるものの方は特別な名称を持たず、ただ「しるし(σημείον)」と呼ばれるだけである。「証拠」の実例は、例えば「彼が病気であること」を示す「彼には熱があること」である (cf. Rhet.1357b15)。従って「証拠」を前提とするE. (以下TE) の実例としては次のような推論を想定しうる。

ロ) 熱がある人は病気である。彼には熱がある。ゆえに彼は病気である。

「熱がある」は「病気である」ことを知らせる必然的「証拠」である。ゆえに、ロ) は「病気である」という結論を「必然的に導く推論」でありうる。これはTEタイプ全てに言える特徴である。他方、「(狭義の) しるし」の実例は、例えば「彼には熱がある」に対する「彼は激しく息をしている」というものである (cf. Rhet.1357b19)。従って「(狭義の) しるし」を前提とするSEを次のように想定しうる。

ハ) 激しく息をしている人には熱がある。彼は息づかいが激しい。ゆえに彼には熱がある。

「彼は激しく息をしている」が「彼には熱がある」ことを知らせる何らかのサインであることは間違いない。しかしそれは必然的サインとは区別されるべきである。息づかいが激しいからと言って熱があるとは限らないからである。ただしAはこのような必然的ではない「(狭義の) しるし」にもそれなりの敬意を払っている。そのような「(狭義の) しるし」であっても「定評ある (ἐνδοξος) 命題」には違いないとAは考えているからである。勿論Aもハ) をイ) と同様の意味で「大抵の場合に」という仕方で帰結する推論」であるとまでは言わないだろう。ハ) のような推論が「大抵の場合に」と言える程の蓋然性に到達しているとは言い難いからである。しかしAがハ) のような推論の意義を否定していない点を見落としてはならない。「全てのしるしには真理が現前している (Apr.70a38-39)」というAの言葉からもそれは間違いない。Aによればロ) とハ) との違いは程度の違いなのである (cf. Apr.70b5-6)。ハ) のようなEも少なくとも「大抵の場合に」に準ずる程度の信憑性を伴って結論を導くと考えなければならない。そしてこれはSE一般に当てはまる特徴である。

## 2 エンテュメーマの正当性と論理的正当性

### A エンテュメーマと虚偽の推論

Eの三タイプを以上のように理解した場合、目に付くのは、Eの三タイプの内の二つが論理的正当性を欠いている点である。「熱がある人は病気である。彼には熱がある。ゆえに彼は病気である」というTEの正当性は疑いえない。「熱があること」は「病気であること」の必然的「証拠」であるから、大前提「熱がある人は病気である」は必然的な命題であり、「彼は病気である」を必然的に帰結する推論を形成しうる。他方EEとSEにおいては事情が異なる。EE「嫉妬する人々は憎む。彼は嫉妬している。ゆえに彼は憎む」の大前提「嫉妬する人々は憎む」は「ありそうなこと」であるに過ぎず、結論「彼は憎む」を必然的には導きえない。同じことは「激しく息をしている人には熱がある。彼は息づかいが激しい。ゆえに彼には熱がある」というSEにも当てはまる。「激しく息をしていること」は「熱があること」の必然的な「証拠」ではない以上、大前提「激しく息を

している人には熱がある」は必然的な仕方では結論「彼には熱がある」を導きえないからである。よってこれらの推論は不健全な推論であり、論理的正当性を欠いていることになる。「弁論術における推論が前提としているもののうち必然的なものはわずかである」(1357a22-23)と言われる以上、Eの大半はEEとSEタイプに属すると考えなければならない。するとEの大部分は論理的に不当な推論であることになってしまう。

ここで問題になるのが、Aの立場の首尾一貫性である。本稿の序において述べたように、Aは虚偽の推論の使用を禁じている。しかしEの多くが論理的正当性を欠く推論であるのだとしたら、Eの多くは見かけだけ正しい推論であるに過ぎず、虚偽の推論として用いられる危険性を免れていないことになる。そうだとしたらEが見せかけの立証として用いられる可能性を否定できないからである。事実、Eが見せかけの立証に用いられるケースをA自身認めている。彼は「(狭義の) しるし」が見せかけの立証に用いられる場合を「ディオニュシオスは盗賊である。何故なら彼は悪人だから」(Rhet.1401b13-14)という例を用いて説明している。これは次のような推論の形式に書き換えうる。

二) 悪人は盗賊である。ディオニュシオスは悪人である。ゆえに彼は盗賊である。

二) のようなEが無実の人物を中傷するための立証として提出される場合、それは虚偽の推論による見せかけの立証以外の何物でもない。見せかけの立証として不正な弁論を構成する可能性をSEは免れてはいないのである。このように考えるとEEでさえも見せかけの立証として悪しき語り手に加担する危険性を免れてはいないことになる。何故なら、無実の人物を中傷するための立証として「嫉妬する人々は憎んでいる。彼は被害者に嫉妬している。ゆえに彼は被害者を憎んでいる」というEEタイプの推論を用いることも可能だからである。Eの多くがEEとSEのタイプの推論であり、それらが見せかけの立証に手を貸す危険性を否定できないとしたら、AのE論は本稿冒頭で述べたような否定的評価を免れることはできないことになってしまう。

## B 真なるエンテュメーマと見せかけのエンテュメーマ

問題となるのは、正当なE.と不当なE.とをA.が如何なる仕方で区別しているのかという点である。この時「A.は両者を推論の論理的正当性の有無によって区別している」と答えるとしよう。すると忽ち彼のE.論は首尾一貫しない理論であることになる。そうだとしたら正当なE.たりうるのはTEだけであって、EEとSEからは正当性が剝奪されてしかるべきなのに、A.はEEとSEもTEと同様に正当なE.として認めているからである。しかしそのように考えるべきではない。A.が正当なE.と不当なE.とを区別する際の弁別点は、推論の論理的正当性ではないからである。両者の区別を推論の論理的正当性のうちに見ようとする態度にこそ躓きの原因がある。

重要なのは、EEとSEに関してはそれらが正当なE.である場合とそうでない場合とがあるという点である。A.はこれら二つの場合を真なるE.と見かけ上のE.という仕方で区別している (cf. Rhet.1400b35-36)。EEとSEとが本質的に論理的正当性を欠いていることから、それら二つの場合の区別が論理的正当性の有無に基づくものでないことは自明である。では、それらは如何なる仕方で区別されるのか。以下、EEとSEとが真なるE.であるための条件を「正当性の条件」と呼び、それが如何なるものであるのかを明らかにしてゆきたい。

### 3 エンテュメーマの正当性：話し手にとって

#### A 弁論術の対象

はじめに、EEとSEが論理的正当性を欠くからといって直ちに不当なE.であることにはならない理由を示したい。そのことは弁論術の対象の性格から理解しうる。弁論術の対象は「我々が審議の対象にするようなことがら」(Rhet.1357a2)であり、審議の対象は「二通りのいずれの仕方でもありうると思われていることがら」(Rhet.1357a4-5)である。つまり弁論の場においては、いつ如何なる場合においても主張Q (例：「この政策を実行すべきである」「被告は有罪である」等々)を提出することも主張not-Q (例：「この政策を実行すべきではない」「被告は無罪である」等々)を提出することも原理的に可能なのである。逆に言えば、論理的に

正当な推論のみを用いて決定的な仕方で主張Qないし主張not-Qを立証できるような弁論 ( $P \rightarrow Q$ ) ないし ( $P' \rightarrow \text{not-Q}$ ) の可能性は原理的に排除されている。従って弁論の場においてなしうる最善のことは、弁論 ( $P \rightarrow Q$ ) あるいは ( $P' \rightarrow \text{not-Q}$ ) がそれと対立する弁論よりも一層正当であることを示すために提出可能なE.を総動員することである。論理的正当性を欠いたEEとSEも、それらが何らかの真理を示すものである以上、用いざるを得ないのである。

弁論を構成する場合にTEを用いることも勿論可能である。ただし弁論におけるTEの効果を過大評価してはならない。一つにはTEが弁論 ( $P \rightarrow Q$ ) を構成する部分として使用されることはあっても、弁論 ( $P \rightarrow Q$ ) 全体がTEであることは不可能だからである。もし弁論 ( $P \rightarrow Q$ ) 全体がTEになりうるとしたら弁論 ( $P \rightarrow Q$ ) は決定的な立証であることになる。しかしそのような弁論の可能性は上述の通り原理的に排除されている。TEの効果を過大評価してはならないもう一つの理由は、実際の弁論においてTEの前提となりうる「証拠」を見出しうる可能性はそれ程大きくないという点である (cf. Rhet.1357a22-27)。病気であることを知らせる「熱があること」はそのような少数の可能性の内の一つである。この場合の「証拠」は明らかに医学の知識に由来する。だからと言って医者知識の全てが「証拠」として弁論に役立つわけではない。事柄Yを知らせる「証拠X」が医学によって科学的に証明済みであっても、「証拠X」の存在が一般に受け入れられていないとしたら「証拠X」はTEの前提たりえない。「証拠X」の存在を説明する専門家の言葉を理解する能力を聴衆に求めることはできないからである (cf. Rhet.1355a24-25)。この点は他の様々な専門知に由来する「証拠」に関しても同様である。TEの前提となりうる「証拠」がごく少数であるのは以上のような理由に基づいている。TEの前提となりうる「証拠」がごく少数に限られる以上、弁論 ( $P \rightarrow Q$ ) は専らEEとSEを中心に構成されることになる。

## B 説得と納得

ではEEとSEとが正当なE.である場合とは如何なる場合なのだろう。既に述べた「ありそうなこと」と「(狭義の) しるし」の定義から自明なこ

とは、それらが少なくとも「定評ある」前提から始まる推論でなければならないということである。このことからEEとSEがまがいものではなく正当なものであるための最低限の条件を次のような言葉で表現しよう。

正当性の条件(1) 「定評ある」前提を有するE.であること。

言うまでもなくこの規定は不十分である。EEないしSEが無実の人を中傷する目的で用いられた場合にも、それらが「定評ある」前提から導かれてさえいれば、正当なE.であるとしたらそれはおかしいことである。ここで注目すべきは、弁論家は「相反することを立証することができなければならない」(Rhet.1355a29-30)という言葉である。この言葉から、相反することを説得する能力を誇る詭弁家の姿をイメージするかもしれない。しかしA.の立場は詭弁家のそれとは一線を画している。彼によれば、そのような能力が必要なのは「その両方を立証するためではなく」(Rhet.1355a30-31)「事の真相を見落とさないためであり、他の人が正当に論理を用いていない場合に我々自身がそれを反駁することができるため」(Rhet.1355a30-33)なのである。また、A.は相反することについての立証の間にはおのずと説得力の差が生じると考えている。

一般的に言ってどんな場合でも真なることやよりよい事柄のほうが本性上推論するのもやりやすいし、説得力にもすぐれているからである。  
(Rhet.1355a37-38)

A.によると、真なるE.は虚偽のE.よりも一層容易であり、前者は後者より一層説得力を有する。従って、相反するE.のうち一層説得力のあるE.のほうが真なるE.であることになる。もっともこの言い方は誤解を招きかねない。聴衆の判定によって認められたE.の方が一層説得力を有するE.であるとしたら、聴衆が信じることのみを目的としたみせかけのE.が真なる立証であることにもなりかねない。しかしそう考える必要はない。A.は聴衆の判定の意義を考慮に入れていないわけではないが、E.そのものの説得力と聴衆を言いくるめるだけの説得力とを彼は区別し、E.そのものの説得力

が聴衆の判定から独立に評価される次元を認めているからである (cf.1355b10-14). 少なくともそのような次元においては「一層説得力のある立証のほうが真なる立証である」という原理は意義を持っている。ここでひとまず聴衆の判定以前の段階におけるEの正当性について考えてみよう。話し手は真なるEを提出しようとする場合、始めに、如何なるEが可能であるかを考えるだろう。次いで彼は心の中で相反する主張を立証する相反するEの説得力を秤にかけ、そのような作業を通じて、彼にとって最も説得力あるEを発見するだろう。この場合最も大きな説得力を持っていると彼に思われたEこそ、彼にとっての真なるEに他ならない。その場合彼にとってはそれ以上に説得力のあるE。(即ちそれ以上に真なるE.)は存在しないからである。ところで、このような場合、最も説得力のあるEを見い出しておきながら、実際の弁論においてそれを用いず、それよりも説得力において劣るEを使用することもあるかも知れない。真実を語ること以外に何らかの特別な意図 (cf.Rhet.1355b17-18) を持って弁論に望む場合に、このようなことはしばしば起こるだろう。このような振る舞いこそ、見かけ上のEを提出することに他ならず、詭弁家として語ることである。話し手はその時、既に自分の心の中で反駁されているはずのEをあたかも真なるEであるかのように語るからである。このようなEの使用をAは「悪しきことを立証してはならない」(Rhet.1355a31) というごく簡潔な言葉で、しかしきっぱりと禁じている。以上のことから先の正当性の条件(1)はさしあたり次のように改善する。

正当性の条件 (2) 「定評ある」前提から始まるEであり、語り手にとってそれ以外には一層説得力のあるEが存在しないこと。

つまり真なる説得は説得である以前に納得でなければならないということである。しかしこのような規定でさえ未だ十分な規定とは言えない。これは聴衆による判定以前の段階での、話し手個人にとっての、Eの正当性の条件であるに過ぎないからである。Eが一般的な意味で正当なEであると言えるためには、そのEが競争相手の反駁に耐え、最終的に聴衆の判定によって認められる必要がある。

## 4 エンテュメーマの正当性：一般的意味で

## A 反 駁

A.によると、競争相手に対する反駁（*λύσις*）は二つの方法によって遂行される（cf.Rhet.1402a31）。反対の推論（*ἀντισυλλογίζεσθαι*）による反駁がその一つである。反対の推論とは、競争相手のE.の結論とは反対の結論を帰結するようなE.を提出することである（cf.Rhet.1418b5-6）。この場合もし後者のE.の方が前者のE.よりも説得力において優っていると判定されるとしたら、本稿3のBで述べたような理由から、そちらの方が真なるE.であることになる。これが反対の推論による反駁の成功である。もう一つの方法は異論（*ἔνστασις*）を提出することによる反駁である。A.は四種類の異論を紹介しているが（cf.Rhet.1402a37-b13）、これらはいずれも相手のE.が「定評ある」前提に基づいていないことを示すことを目指している。異論の特徴を理解するには一つの実例をあげれば充分であろう。例えば「酔っているものは大目に見てやるべきである」（cf.Rhet.1402b9-10）という大前提から始まるEEを考えて欲しい。これに対する異論の例としてA.は「それならピッタコスも賞賛に値しない人間だ。そうでなかったら酔って過ちを犯した場合に対し、普通よりも重い罰を定めはしなかっただろう」（cf.Rhet.1402b11-12）というものをあげている。この異論によって攻撃されているのは「酔っているものは大目に見てやるべきである」という大前提である。この異論によってその大前提が「定評あるもの」ではないことが示されるとしたら、それに基づくE.は「定評ある」前提から始まるE.ではないことになり、真なるE.ではありえないことになる。これが異論による反駁の成功である<sup>12)</sup>。

以上のことから、EEとSEが語り手個人にとってのみならず一般的な意味においても正当であるためには、前提の「定評」に向けられた異論に耐え、反対の結論を導く別のE.との対決を経て、最終的に聴衆によって勝利

12) 以上二つの反駁方法はいずれもTEには適用されない。TEは必然的前提から必然的に結論づけるE.である以上、前提の定評を攻撃する異論を提出することも、一層説得力のある反対の推論を提出することも不可能だからである。TEに対して唯一可能な反駁は、TEの前提が実は「証拠」ではないことを示すことである。しかしこれは問題のTEが実はTEでないことを示すことであり、TEに対する反駁ではない（cf.Rhet.1403a10-16）。

の判定を受けることが必要であることになる。正当性の条件(2)は最終的に次のように書き換えるべきである。

正当性の条件 (3) そのEが「定評のある」前提から始まるEであり、語り手にとってそれ以外には一層説得力のあるEが存在せず、かつ、聴衆にとってもそれ以外には一層説得力のあるEが存在しないこと。

実はこの正当性の条件(3)に関しても一つの問題が残る。Aは本当にそれ程までに聴衆の判定を重要視しているのか、という問題である。もしもAが聴衆の判定力をそれ程までに信頼してはいないとしたら、寧ろ正当性の条件(2)の方が、EEとSEの正当性の条件として適切であることになる。正当性の条件(2)に依れば、聴衆の判定力を度外視しうるからである。

## B 聴衆の判定力

AがEの正当性の最終的判定を聴衆に委ねていることは否定できないが、他方で、Aが聴衆の判定力に不信を抱いていることも事実である。聴衆の判定力に対するAの態度は微妙である。聴衆に対するAの不信の原因は何か。AはRhet.において少なくとも二度、聴衆の知性についてはっきりと否定的な見解を呈示する。彼によれば、弁論術の機能は「議論の数多い段階を見渡すことも遠く離れた前提から推論することもできないような聴衆のもとで」(Rhet.1357a3-4) 果たされる。また彼は、弁論術においては「判定者は単純な者(ἀπλοῦς)であると想定されている」(Rhet.1357a11-12) という理由から、別の推論から帰結する命題を前提とするような複雑な推論の使用を禁じている。これらの点から、彼の不信の原因を聴衆の知性レベルの低さに求めるべきだろうか。しかしそう考える必要はない。既に本稿3のAにおいて述べたように、様々な専門知を弁論に導入する可能性は否定されてはいないが、その可能性は聴衆が非専門家であることによって大きく制限されている。何らかの専門知によって発見された「証拠X」の正しさを説明する専門家の言葉を聴衆は理解することができないからである。「議論の数多い段階を見渡すことも遠く離れた前提から推論することもできない」「単純な者」という言葉は、寧ろ「専門知を理解することが

できない」という意味に解するべきである。そうだとしたらそのような意味での聴衆の知的レベルの低さは判定力についての不信の原因たりえない。何故なら弁論術の対象はそもそも「特別な技術が存在しないような対象」(Rhet.1357a2-3)だからである。弁論術の対象については如何なる専門知も存在しない以上、弁論の場においては如何なる専門家であっても特権的な判定力を有しはしない。逆に、「専門知を理解することができない」という意味での知的レベルの低さによって判定力が著しく損なわれることもありえない。聴衆の判定力に対するA.の不信の原因は寧ろ、判定の対象が「他のようにもありうる事柄」であることの内に求めるべきである。このような対象については、常に相反する判定が可能であり、しかもその判定は判定者の感情によって大きく左右されるからである (cf. Rhet.1377b31-1378a1)。

皮肉なことに、聴衆の判定力に対するA.の評価そのものが、A.自身の感情によって左右されている。現実の弁論における聴衆の判定の頼りなさに直面して彼は時に弱気である。A.の次の言葉には、E.の正当性の条件から聴衆の判定というモメントを追放しようとする方向性が存在している。

弁論術の本来の機能は説得を成し遂げることにあるのではなく、それぞれの問題にふさわしい立証方法を発見することにある、ということも明らかである。それは他の全ての技術の場合と同様である。実際、医術の仕事は健康を実現することにあるのではなくて、健康を実現することが可能な所まで導いてやることにあるのである。(Rhet.1355b9-14)

しかし彼はいつもそう弱気であるわけではない。彼によれば弁論術は「役に立つ (*χρήσιμος*)」(Rhet.1355a20, cf. Rhet.1355a20-b7) 技術でなければならぬ。弁論術が役に立つ技術である限り「聴衆による勝利判定」という最終目的を放棄するわけにはゆかない。真なるE.は最終的に判定に勝たねばならない<sup>13)</sup>。この問題を解くための一つの手がかりは、A.が、聴

13) 正当な立証が勝たねばならない理由をA.は次のように語る。「適正を欠いた仕方で判定が下される場合には、必然的に、真実と正しさがその反対によってうち負かされることになるが、これは非難されるべきことである (cf. Rhet.1355a22-25)」尚1355a23は写本に従い、

衆の判定能力が如何なる場合においても同様であるとは考えず、場面による差異を認めている点である。例えばAは、議会における聴衆は法廷における聴衆よりも判定力において優っている点を指摘し、その原因を、前者が自分の利害に関係する事柄を判定しているのに対して後者は他人事について判定しているという点に求めている (cf. Rhet.1354b29-1355a3)。このことは聴衆の判定力に対するAの態度を知る上で重要である。場に応じての聴衆の判定力の差異を認めることは、一定の条件下で聴衆の判定力が変化する事実を認めることである。そうだとしたら聴衆の判定力に差異を生じさせる諸条件を研究する可能性をAは認めていたことになる。そのような研究は聴衆の健全な判定力を確保する方法を与えてくれるはずである。既に述べたように、正当性の条件(3)は聴衆の健全な判定力の実現を前提している。従って、真なるEであるための条件をAが本当に正当性の条件(3)のような仕方では考えているのだとしたら、Aは「聴衆の健全な判定力を実現する方法」を何らかの仕方では実現しているはずである。Rhet.中にそのような方法論を見出しうるだろうか。見出しうると答えたい。ただしこの点については稿を改めて論じたい。Rhet.における「聴衆の健全な判定力を実現する方法」の問題を論ずるためには、感情による説得 (Rhet.2巻)、文章表現並びに文章構成 (Rhet.3巻) の方法論、等についての立ち入った検討が必要となるからである。

### 参考文献

- Ross, W. David. *Aristotelis Prior and Posterior Analytics, a revised Text with Introduction and Commentary*, Oxford 1957
- Kassel, Rudolf. *Aristotelis Ars Rhetorica*, De Gruyter, 1976
- Brunschwig, Jacques. *Aristote Topiques* tome i, Livres i-iv, Les Belles Lettres, 1967
- Kennedy, George. *Aristotle on Rhetoric*, Oxford 1991
- Cope, Edward Meredith. *The Rhetoric of Aristotle*, with a Commentary. Revised and edited by John Edwin Sandys. 3 vols, Cambridge University Press, 1877

δι' αὐτῶν と読み、Kassel (1976) の δι' αὐτὸν を採らない。

Grimaldi, William M. A. *Aristotle, Rhetoric I*, A Commentary, Fordham University Press, 1980

Burnyeat, M. F. "Enthymeme: Aristotle on the Logic of Persuasion" In *Aristotle's Rhetoric, philosophical essay*, ed. Furley, D. J. and Nehamas A, Princeton University Press, 1994, pp.3-55

Burnyeat, M. F. "Enthymem: Aristotle on the Rationality of Rhetoric" In *Essays on Aristotle's Rhetoric*, ed. A. O. Rorty, University of California Press, 1996, pp.88-115